

2. 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	46,518 人	千円 22,921,692	千円 806,197	千円 4,045,282	% 17.6	% 18.2

※ 普通会計には、水道職員などの公営企業等にかかる経費は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

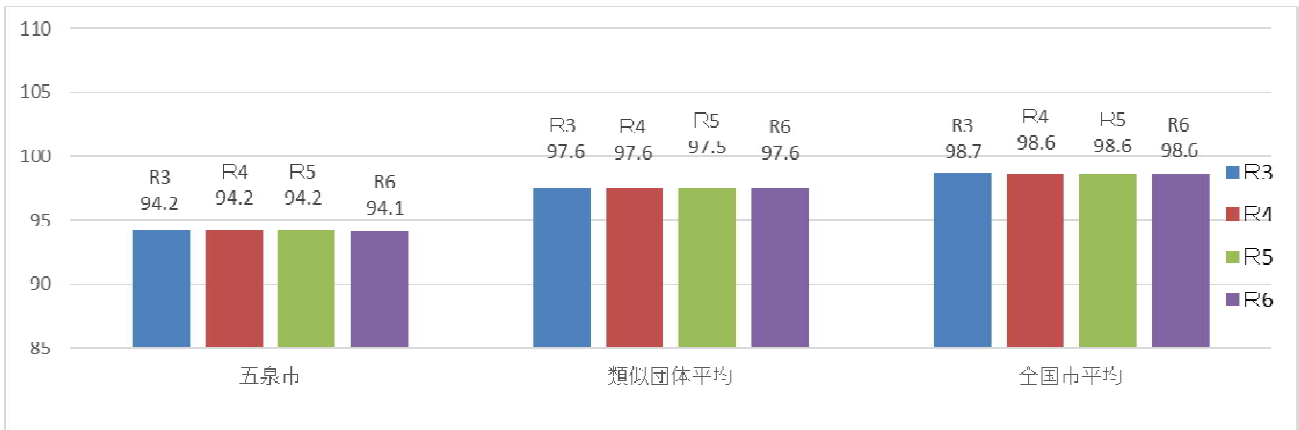
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	482人	千円 1,614,371	千円 184,085	千円 650,237	千円 2,448,693	千円 5,080	千円 5,810

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の水道職員などの公営企業を除いた人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を示す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由および改善の見込み

(4) 給与改定の状況

五泉市は人事委員会を設置していないため、記載する事項はありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【**実施** 未実施 】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び五泉市の支給割合)

(支給割合) 五泉市は支給対象地域外。ただし、派遣職員等で規則に定める地域に在勤する職員に3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3パーセントを支給。

	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
五泉市の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五泉市	41.5 歳	305,280 円	340,676 円	320,673 円
新潟県	44.2 歳	332,538 円	412,564 円	364,814 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	-
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
五泉市	54.2 歳	23	314,516 円	338,468 円	321,284 円	—	—	—	—
うち 管理員	60.1 歳	5	315,200 円	325,700 円	319,533 円	他に分離されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.33
うち 調理員	50.4 歳	11	296,520 円	305,320 円	302,840 円	飲食物調理従事者	43.9 歳	237,600 円	1.29
うち 自動車運転手	57.6 歳	7	344,067 円	400,050 円	352,900 円	乗用自動車運転者	61.4 歳	222,400 円	1.80
新潟県	55.8 歳	317	322,579 円	358,420 円	341,011 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829	288,144 円	330,553 円	—	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	12	294,304 円	323,768 円	305,233 円	—	—	—	—

区 分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員 (C)	対応する民間の類似職種	民間 (D)	C/D
五泉市	—	—	—	—
うち 管理員	5,406,620 円	他に分離されない運搬・清掃・包装等従事者	3,297,300 円	1.64
うち 調理員	5,068,312 円	飲食物調理従事者	3,127,900 円	1.62
うち 自動車運転手	6,640,830 円	乗用自動車運転者	2,856,000 円	2.33

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		五泉市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

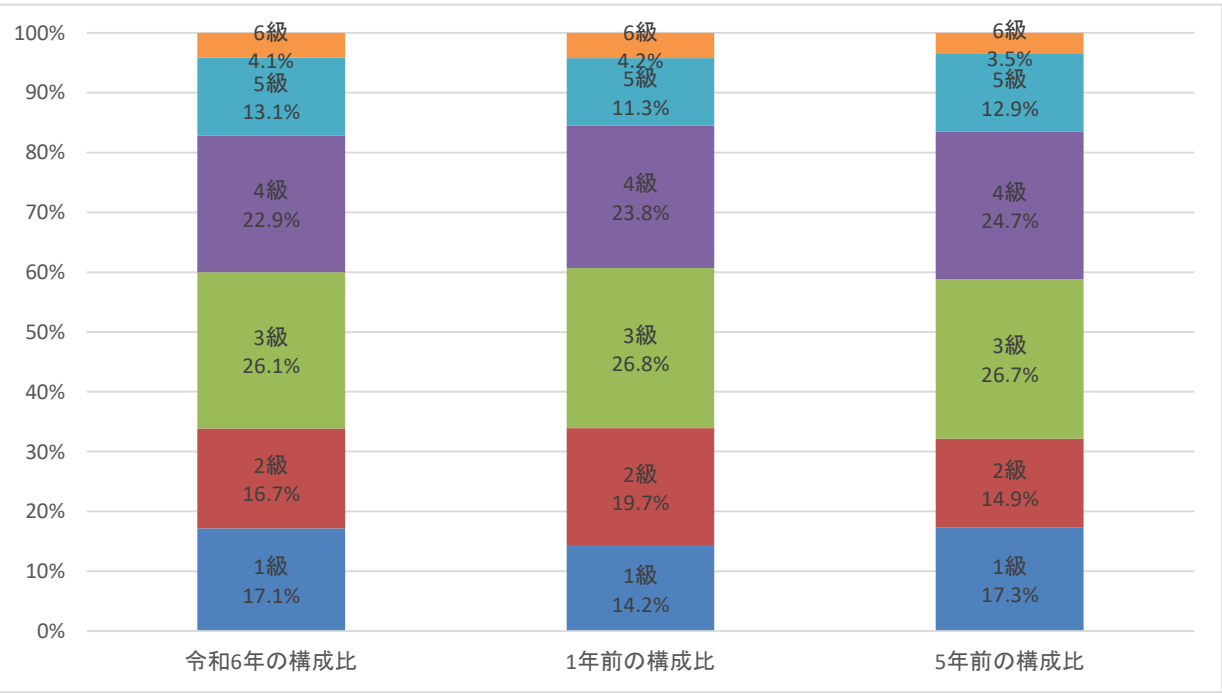
区 分		経験年数	10 年	20 年	25 年	30 年
一般行政職	大学卒		251,500 円	321,525 円	345,400 円	386,671 円
	高校卒		236,900 円	285,600 円	326,133 円	350,369 円
技能労務職	高校卒		—	269,900 円	279,800 円	294,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

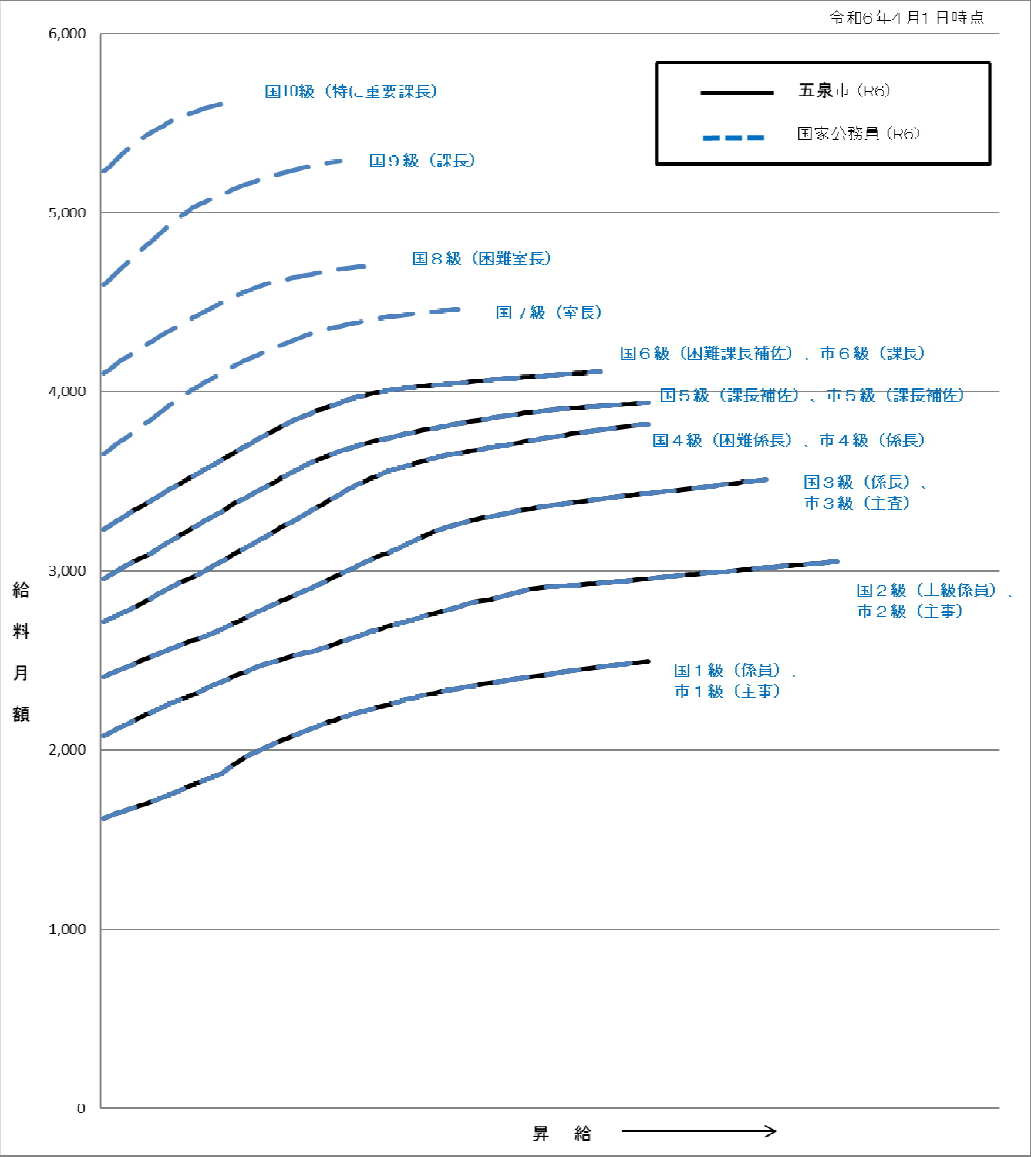
(1) 一般行政職(保育・消防・技能労務職員等除く)の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事及び技師の職務 保健師、看護師、栄養士、司書の職務	42 人	17.1%	162,100円	249,400円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主 事、技師、保健師、看護師、栄養士、司書の職務	41 人	16.7%	208,000円	305,200円
3 級	主査(任)、特に高度な知識又は経験を必要とす る業務を行う看護師の職務	64 人	26.1%	240,900円	351,000円
4 級	係長、課長補佐、室長、主幹、指導主事の職務 係長の職務で任命権者が指定する職務	56 人	22.9%	271,600円	382,000円
5 級	課長、支所長及び参事の職務 課長補佐、室長、主幹、指導主事の職務で任命 権者が指定する職務	32 人	13.1%	295,400円	394,000円
6 級	課長、支所長及び参事等の職務で任命権者が 指定する職務	10 人	4.1%	323,100円	411,300円

※ 1 五泉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(五泉市)

令和6度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給部分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和8年4月予定		令和8年4月予定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

五 泉 市	新 潟 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,475 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,628千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.35月分) (1.00月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.35月分) (1.00月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 制度上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 制度上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 制度上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ()内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(五泉市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績 がある成績率	支給可能 な成績率	支給実績 がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

五 泉 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 8,751 千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		106 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		106,000 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
五泉市	0%	0人	0%
新潟市	3%	1人	3%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			2,308 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			64 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			13.5 %	
手当の種類(手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死病人取扱手当	従事した職員	行旅死病人の取扱業務	—	行旅死亡人 1件につき 2,000円 行旅病者 1件につき 1,000円
清掃作業手当	従事した職員	犬猫等の死骸処理作業・昆虫駆除のため噴霧器を用いての薬剤散布に直接従事した場合	14千円	1回につき 250円
火災、救急業務手当	消防職員	火災又は救急業務に従事した場合	2,386千円	火災出動1回につき 300円 救急出動1回につき 救急救命士 300円 隊員 200円
防疫等作業手当	従事した職員	感染症防疫作業 結核患者に接触する作業 家畜伝染病まん延防止作業	5千円	日額 290円 日額 290円 日額 380円 (著しく危険な場合等 760円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	76,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	253 千円
支給実績(令和4年度決算)	99,002 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	198 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績令和5年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のいる職員に支給 配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算 5,000円	同じ		43,102 千円	220千円
住 居 手 当	借家に住居する職員に支給 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて 最高27,000円	異なる	左記との相違点 月額16,000円 最高28,000円	23,401 千円	298千円
通 勤 手 当	通勤距離が2km以上である職員に支給 交通機関利用者 負担している運賃額に応じて 1月当たり 最高55,000円 交通用具使用者 使用距離に応じて 2,000円から最高31,600円	同じ		18,453 千円	59千円
管理職手当	管理職員に対して職務の級等に応じて 定額を支給 1月当たり 39,700円～41,600円	異なる	1月当たり 46,300円～ 130,300円	11,250 千円	490千円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合 支給 1回につき15,000円 週休日または休日以外 1回につき10,000円	異なる	週休日等 18,000円～ 6,000円 平日深夜 6,000円～ 3,000円	165 千円	180千円
休 日 給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した時間に応じ1時間当り単価135/100を支給	同じ		2,553 千円	229千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間に応じ1時間当り単価25/100を支給	同じ		6,514 千円	98千円
宿日直手当	宿日直勤務 1回につき4,400円 (5時間未満の場合は2,200円)	同じ		0 千円	0千円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高／最低額	
給料	市 長	859,000 円	980,000 円 ／ 382,500 円
	副 市 長	655,000 円	794,000 円 ／ 560,000 円
	教 育 長	588,000 円	— ／ —
報酬	議 長	405,000 円	557,000 円 ／ 327,000 円
	副 議 長	331,000 円	493,000 円 ／ 279,000 円
	議 員	313,000 円	450,000 円 ／ 259,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)	
	副 市 長	3. 40月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副 議 長	3. 40月分	
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	859千円×在職月数×0. 4	16,492 千円 (在任期間毎)
	教 育 長	655千円×在職月数×0. 25	7,860 千円 (在任期間毎)
		588千円×在職月数×0. 2	4,233 千円 (在任期間毎)

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長・副市長4年＝48月、教育長3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

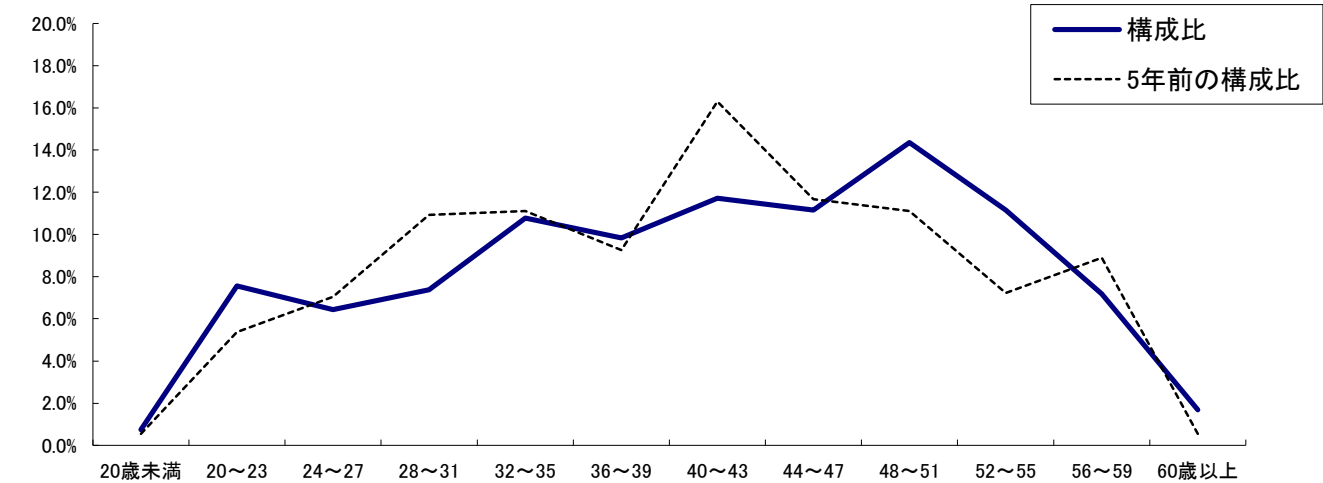
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	5	5	0	
	総務企画	70	70	0	
	税 務	28	28	0	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	25	24	△ 1	災害復旧派遣の終了による減
	商 工	10	10	0	
	土 木	28	30	2	欠員の補充、業務の見直し
	民 生	142	149	7	欠員の補充、業務の見直し
	衛 生	28	29	1	欠員の補充
	小 計	337	346	9	<参考> 人口1万当たり職員数 74.38人
	教 育 部 門	56	52	△ 4	業務の見直し、退職者の不補充による減
	消 防 部 門	84	84	0	
	小 計	477	482	5	<参考> 人口1万当たり職員数 103.62人
公営企業等	水 道	18	18	0	
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	21	21	0	
	小 計	47	47	0	
合 計		524 [680]	529 [680]	5 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 113.72人

※ 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 4	人 40	人 34	人 39	人 57	人 52	人 62	人 59	人 76	人 59	人 38	人 9	人 529

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	337	341	339	340	337	346	9 (2.7%)
教 育	68	63	62	59	56	52	▲ 16 (▲23.5%)
消 防	84	83	80	84	84	84	0
普通会計	489	487	481	483	477	482	▲ 7 (▲1.4%)
公営企業等会計計	51	48	50	48	47	47	▲ 4 (▲7.8%)
総合計	540	535	531	531	524	529	▲ 11 (▲2.0%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。(各年4月1日現在)